



令和6年度の市報で配布したクーポン券はご利用になれません。クーポン券をご利用の際は、有効期限をよくご確認ください。のうえ、ご利用ください。



## サンデン交通・ブルーライン交通 主なバス停map



クーポン券はミシン目に  
そって切り取って  
ご使用ください。

※ 複製（コピー）禁止。（コピーガード付き）

- 下関市内の路線バス（サンデン交通・ブルーライン交通）・タクシーで  
使用できます。
- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割り引きが適用されます。  
運賃との差額や100円未満は現金でお支払いください。
- 1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円  
分）までです。
- 交通系ICカードやバスカードとの併用はできません。
- 「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「い  
いきシルバー100」など、他の割引制度との併用ができます。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）

- 下関市内の路線バス（サンデン交通・ブルーライン交通）・タクシー  
で使用できます。
- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割り引きが適用されます。  
運賃との差額や100円未満は現金でお支払いください。
- 1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円  
分）までです。
- 交通系ICカードやバスカードとの併用はできません。
- 「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「い  
いきシルバー100」など、他の割引制度との併用ができます。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）

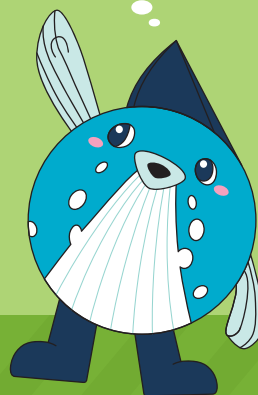
- 下関市内の路線バス（サンデン交通・ブルーライン交通）・タクシー  
で使用できます。
- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割り引きが適用されます。  
運賃との差額や100円未満は現金でお支払いください。
- 1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円  
分）までです。
- 交通系ICカードやバスカードとの併用はできません。
- 「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「い  
いきシルバー100」など、他の割引制度との併用ができます。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）

- 下関市内の路線バス（サンデン交通・ブルーライン交通）・タクシー  
で使用できます。
- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割り引きが適用されます。  
運賃との差額や100円未満は現金でお支払いください。
- 1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円  
分）までです。
- 交通系ICカードやバスカードとの併用はできません。
- 「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「い  
いきシルバー100」など、他の割引制度との併用ができます。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）

- 下関市内の路線バス（サンデン交通・ブルーライン交通）・タクシー  
で使用できます。
- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割り引きが適用されます。  
運賃との差額や100円未満は現金でお支払いください。
- 1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円  
分）までです。
- 交通系ICカードやバスカードとの併用はできません。
- 「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「い  
いきシルバー100」など、他の割引制度との併用ができます。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）



どこに  
行こうかな♪



## 下関市バス・タクシー

# どこでもおでかけ クーポン券



令和7年度  
第1弾



下関市 せきまる

### 下関市バス・タクシーでどこでもおでかけ支援事業

昨今の物価高騰の影響を受けている生活者への支援と公共交通の利用促進を図ることを目的として、市内の路線バスまたはタクシーに乗車する際に使用することのできる「下関市バス・タクシーどこでもおでかけクーポン券」を市内各世帯に配布いたします。クーポン券を使用した場合には、路線バスまたはタクシー運賃の割り引きが適用されます。



クーポン券の  
有効期間

令和7年6月1日～令和7年9月30日

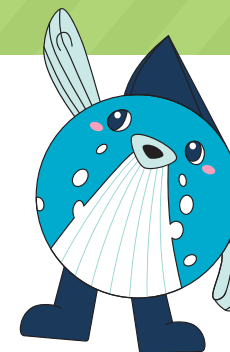
お問い合わせ

下関市都市整備部都市計画課

☎ (083) 231-1441



# 「下関市バス・タクシー どこでもおでかけクーポン券」の使い方

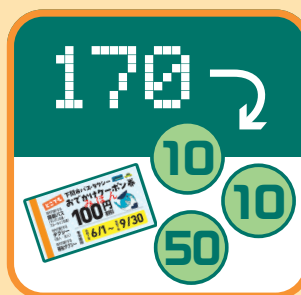


- 運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割引が適用されます。
- **1回の乗車でのクーポン券の使用枚数は、1人当たり5枚（500円分）まで**です。ただし、運賃額を超えるクーポン券は使用できません。
- クーポン券を使用した時は、運賃との差額や**100円未満は現金**でお支払いください。

## 路線バスでの使用方法



乗車時に整理券を取ってください。(交通系 IC カード、バスカードとの併用はできません。)



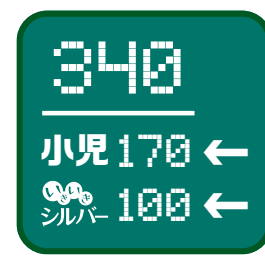
運賃とクーポン券の差額、または 100 円未満は現金でお支払いください。



整理券、クーポン券、現金は運賃箱へ、または乗務員へ手渡してください。

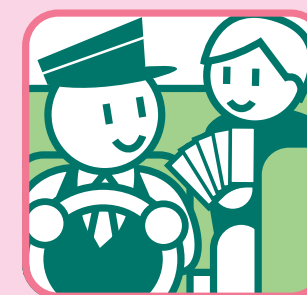
### 他の割引制度との併用ができます！

それぞれの割引後の料金から、クーポン券による割引が適用されます。「障害者手帳等の割引」、「心身障害者福祉タクシー乗車券」や「いきいきシルバー100」との併用もできます。



他の割引制度と併用する場合、割引適用した運賃に対してクーポン券を使用します。

## タクシーでの使用方法



クーポン券、現金は乗務員へ手渡してください。運賃とクーポン券の差額は現金でお支払いください。

## 使用上の注意

例えば、路線バス・運賃 360 円の場合…

クーポン券  
3枚  
(300円分)



+

現金  
60円



使用 OK です！

例えば、タクシー・運賃 1,260 円の場合…

1人で乗車するとき

使用 OK です！

クーポン券  
5枚  
(500円分)



+

現金  
760円



2人で乗車するとき

使用 OK です！

1人当たり  
クーポン券  
5枚  
(500円分)



× 2人分

最大クーポン券 10 枚 (1,000 円分)

現金  
260円



## 使用可能なバス・タクシーについて

- 下関市内の路線バス（サンデン交通、ブルーライン交通）・タクシーで使用できます。
- 貸切バス、高速バスは使用できません。
- 下関市生活バスは使用できません。



サンデン交通の高速バス（ふくふく号（下関～福岡線））では、使用できません。



下関市内で営業しているタクシー事業者であれば、使用できます。

法人・個人タクシーの両方で使用できます。福祉タクシーも使用できます。  
※ 一部、使用できない福祉タクシーもありますので、あらかじめタクシー事業者を確認のうえ、ご利用ください。

## 禁止事項など

- 交通系 IC カードやバスカードとの併用はできません。
- クーポン券の販売・換金は禁止です。
- クーポン券の複製（コピー）は禁止です。（コピーガード付き）
- 大きく破損したり、汚損したクーポン券は使用できない場合があります。

### クーポン券の仕様

100円割引券×5枚綴り

### クーポン券の有効期間

令和7年6月1日～  
令和7年9月30日

### お問い合わせ

下関市都市整備部都市計画課  
☎ (083) 231-1441

クーポン券はミシン目に  
そって切り取って  
ご使用ください。

※ 複製（コピー）禁止。（コピーガード付き）

どこでも 下関市バス・タクシー  
おでかけクーポン券  
みほん  
100円 割引  
有効期間 令和7年 6/1 ~ 令和7年 9/30

どこでも 下関市バス・タクシー  
おでかけクーポン券  
みほん  
100円 割引  
有効期間 令和7年 6/1 ~ 令和7年 9/30

どこでも 下関市バス・タクシー  
おでかけクーポン券  
みほん  
100円 割引  
有効期間 令和7年 6/1 ~ 令和7年 9/30

どこでも 下関市バス・タクシー  
おでかけクーポン券  
みほん  
100円 割引  
有効期間 令和7年 6/1 ~ 令和7年 9/30

どこでも 下関市バス・タクシー  
おでかけクーポン券  
みほん  
100円 割引  
有効期間 令和7年 6/1 ~ 令和7年 9/30